

事業番号 2022 - 総務 - 21 - 0044

令和4年度第2次補正予算行政事業レビューシート (総務省)

事業名	マイナンバーカード・公的個人認証の海外継続利用に要する経費			担当部局	自治行政局	作成責任者			
事業開始年度	令和2年度	事業終了(予定)年度	令和6年度	担当課室	住民制度課	課長 寺田 雅一			
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な条項も記載)	住民基本台帳法第30条の41、第30条の42等 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の 認証業務に関する法第3条の2、第22条の2等 行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法第17条 総務省設置法第4条第1項第27号から第29号等			関係する 計画、通知等	・世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用基本計画(平成30年6月15日閣議決定) ・デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年12月24日閣議決定) ・物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策(令和4年10月28日閣議決定)				
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国外転出後も利用可能な「戸籍の附票」を個人認証の基盤として活用し、国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証(電子証明書)の利用を実現するもの。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	マイナンバーカード・公的個人認証の海外継続利用等のためのシステム改修等を行い、令和6年5月を目途にマイナンバーカード・公的個人認証(電子証明書)の海外継続利用を可能とするもの。また、在外公館における円滑なマイナンバーカードの交付や電子証明書の発行等を可能とするため、必要なサーバの構築やアプリケーションの開発、住民基本台帳ネットワーク等の改修等を実施するもの。								
実施方法	委託・請負、補助								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			
	予算 の 状 況	当初予算	-	23,496	4,959	3,232			
		補正予算	-	3,219	-	11,646			
		令和4年度 第2次補正予算	-	-	-	11,646			
		前年度から繰越し	-	-	11,759	-			
		翌年度へ繰越し	-	▲ 11,759	▲ 10,353	-			
		予備費等	-	-	-	-			
		計	0	14,956	6,365	14,878			
	執行額		-	13,932	6,314	-			
	執行率(%)		-	93%	99%	-			
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)		-	52%	127%	-				
令和4年度第2次 補正予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目		令和4年度 第2次補正予算	主な増減理由					
	社会保障・税番号制度 システム開発等委託費		11,646						
	計		11,646						
活動内容 (アクティビティ)	・国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証の利用を可能とするための住民基本台帳ネットワークシステム等の改修、戸籍の附票を連携するためのシステムの構築 ・市町村が保有する戸籍の附票システムの改修のための補助金交付(補助率10/10)等								
活動目標及び 活動実績 (アウトプット)	活動目標	活動指標		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度 活動見込	5年度 活動見込
	国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証(電子証明書)の利用を実現するための市町村におけるシステム改修を行う。	社会保障・税番号システム整備費補助金の交付地方公共団体数	活動実績	-	-	1,290	451	-	-
単位当たり コスト	算出根拠			単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度活動見込	
	実績額 / 交付地方公共団体		単位当たり コスト	-	-	9	9	-	
			計算式	/	-	11,119/1290	4,219/451	-	
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 6 年度
	全国でのマイナンバーカード・公的個人認証(電子証明書)の海外継続利用の制度の施行	マイナンバーカード・公的個人認証(電子証明書)の海外継続利用が可能となった地方公共団体数	成果実績	-	-	0	-	-	-
			目標値	-	-	0	-	-	1,741
			達成度	%	-	-	-	-	-

根拠として用いた統計・データ名 (出典)			
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載			チェック
政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策	IV. 電子自治体	
	施策	電子自治体の推進	政策評価書 URL https://www.soumu.go.jp/main_content/000766416.pdf
	新経済・財政再生計画改革工程表 2021	分野:	-
		(新経済・財政再生計画改革工程表 2021) URL:	-
取組事項	該当箇所	-	
事業所管部局による点検・改善			
国費投入の必要性	項目	評価	評価に関する説明
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	国外に長期滞在する日本国民が増加していることや、デジタル化の進展により、国外転出者についてもインターネット上で確実な本人確認を行うニーズが高まっている。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	全国どこの市区町村の住民になっても確実に実施されるよう、全国統一的な制度として整備し、全国稼働させる必要があることから、国が主体的に実施する必要がある。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)による改正後の住民基本台帳法に基づき、国外転出後も利用可能な「戸籍の附票」を個人認証の基盤として活用し、国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証(電子証明書)の利用を実現するため、必要となるシステム改修を行うものである。(施行期日:公布の日(令和3年5月19日)から記載して5年を超えない範囲内で政令で定める日)

事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証(電子証明書)の利用を実現するため、市区町村の住民記録システム、戸籍附票システムの改修に係る社会保障・税番号システム整備費補助金については、全国統一的な整備を進める必要があることから、全市区町村1741団体に対して補助を行うものである。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	また、事業に係る住民基本台帳ネットワークシステムやカード管理システム等は、地方公共団体情報システム機構が管理・運営していることから、本事業の委託を受け、その整備を行えるのは機構のみであり、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日財計第2017号)1(2)①イ(イ)「法令の規定により、契約の相手方が一に定められるもの」に該当する。
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	住記システム、戸籍附票システムの改修に係る補助金の予算総額は、団体規模ごとに想定される事業に基づき約163億円としているところ、令和3年度末の精算額は約153億円(執行率93.9%)であり、単位あたりコスト等は妥当な水準と考えている。 なお、住基ネット等の改修に係るJ-LISへの委託についても、予算の範囲内で執行している。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	令和4年4月時点で対象の全1741団体に補助金を交付済みであり、実績報告等に基づき適切に補助金を交付。住基ネット等の改修に係るJ-LISへの委託についても、J-LISに対し、令和3年度に必要な経費を支出している。
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	補助金の交付要綱に基づき交付申請書の審査等を行い、今の事業目的に沿った事業に対し、交付決定を行っている。また、住基ネット等の改修に係るJ-LISへの委託についても、J-LISに対し、事業目的に必要な委託を行っている。
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	補助金については、予算額に対する執行率が93.9%となっており、適正な執行がなされたと考えている。 J-LISの委託経費については、再委託事業者への入札減による外注費の減少や、新型コロナウイルス感染症による人員の縮小による人件費の減少による。	
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	補助金については、令和3年度から令和4年度への繰越額は発生していない。また、J-LISの委託経費については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、委託先や人員の確保等が当初の見込みどおりに実施できず、後ろ倒しとなっている工程があるため、繰越しを行っている。	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	要件定義工程を設計開発工程から分離し、開発内容をより明確にした上で設計開発事業者を調達する等、工期を短縮し、事業を効率的に実施するための取組を実施する。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	全市区町村における令和6年度の運用開始に向けて引き続き取り組んでいく。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	令和3年度までに、目標であった1,741団体においてシステム改修を実施済みである。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	作成した仕様書や改修後の住民基本台帳システム及び戸籍附票システムを活用し、その他の各システム改修やデータ送信等の作業に取り組む。
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		
	事業番号	事業名	

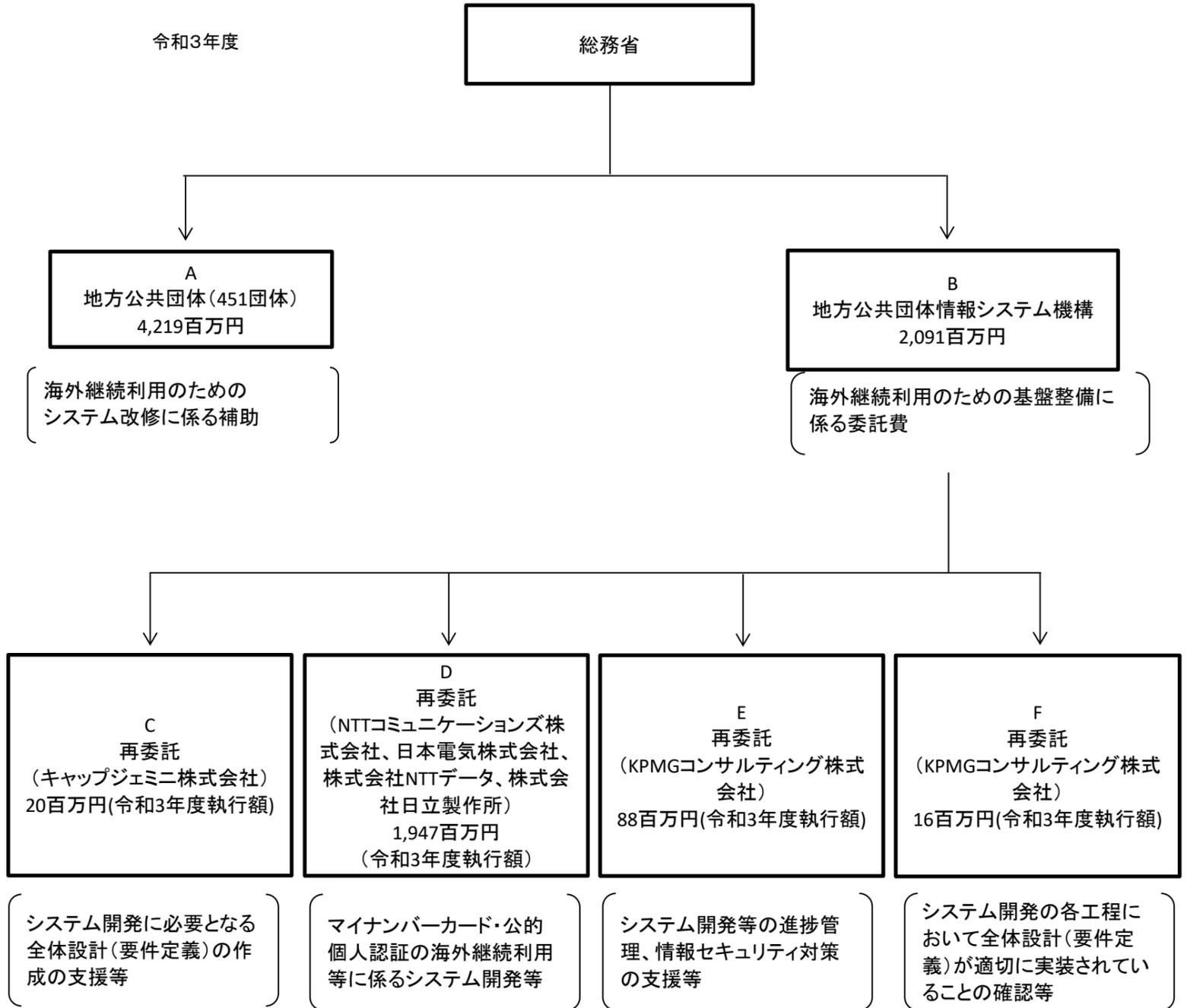
備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

令和2年度	総務省	新02	0002		
令和3年度	2021	総務	20	0046	

※令和3年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



費目・用途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)	A.			B.		
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
	補助金	海外継続利用のためのシステム改修(宮城県仙台市)	200	委託費	人件費、業務請負費(ソフトウェア外注費含む)、保守費、改造修理費(地方公共団体情報システム機構)	2,091
	計		200	計		2,091
	C.			D.		
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
	委託費	システム開発に必要となる全体設計(要件定義)の作成の支援等(キャップジェミニ株式会社)	20	委託費	マイナンバーカード・公的個人認証の海外継続利用等に係るシステム開発等(NTTコミュニケーションズ株式会社、日本電気株式会社、株式会社NTTデータ、株式会社日立製作所)	1,947
	計		20	計		1,947
	E.			F.		
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
委託費	システム開発等の進捗管理、情報セキュリティ対策の支援等(KPMGコンサルティング株式会社)	88	委託費	システム開発の各工程において全体設計(要件定義)が適切に実装されていることの確認等(KPMGコンサルティング株式会社)	16	
計		88	計		16	
費目・用途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載					チェック	

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	宮城県仙台市	8000020041009	海外継続利用のためのシステム改修	200	補助金等交付	-	-	
2	兵庫県神戸市	9000020281000	海外継続利用のためのシステム改修	88	補助金等交付	-	-	
3	京都府京都市	2000020261009	海外継続利用のためのシステム改修	84	補助金等交付	-	-	
4	福岡県福岡市	3000020401307	海外継続利用のためのシステム改修	68	補助金等交付	-	-	
5	神奈川県相模原市	1000020141500	海外継続利用のためのシステム改修	59	補助金等交付	-	-	
6	大阪府堺市	3000020271403	海外継続利用のためのシステム改修	46	補助金等交付	-	-	
7	大分県大分市	4000020442011	海外継続利用のためのシステム改修	43	補助金等交付	-	-	
8	広島県広島市	9000020341002	海外継続利用のためのシステム改修	41	補助金等交付	-	-	
9	静岡県浜松市	3000020221309	海外継続利用のためのシステム改修	38	補助金等交付	-	-	
10	神奈川県茅ヶ崎市	1000020142077	海外継続利用のためのシステム改修	29	補助金等交付	-	-	

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	地方公共団体情報システム機構	3010005022218	システムの設計開発、改修	2,091	随意契約 (その他)	-	-	「公共調達適正化について」(平成18年8月25日財計第2017号)1(2)①イ(イ)「法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの」に該当するため。

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契約先	法人番号	業務概要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1	B	地方公共団体 情報システム 機構	3010005022218	システムの設計開発、改修	18,643	随意契約 (その他)	-	-	「公共調達適正化について」 (平成18年8月25日財計第2017号)1(2)①イ(イ)「法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの」に該当するため。